

平成20年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[国際私法]

甲国人Aは仕事で半年間日本に滞在していたが、日本を離れるに当たって、甲国で購入して日本に持ち込んでいた健康器具を日本在住の日本人Xに安く譲り渡した。Xはそれを使用したところ、やけどを負ってしまった。そこでXは、この健康器具を製造販売した甲国法人Y（主たる事業所の所在地は甲国）に対して損害賠償を求めて、わが国の裁判所に訴えを提起した。

Yは日本にも営業所を有しており、その営業所を通じて日本でも本件健康器具と類似の健康器具を販売しているが、日本市場向けについては日本の安全基準を満たすようにされており、同種の事故は起きていない。

- (1) 本件訴えについて、わが国の裁判所は国際裁判管轄を有するか。
- (2) 本件損害賠償請求に適用すべき準拠法は何か。

【50点】